

貴生川エリアプラットフォーム規約

(名称)

第1条 この会の名称は、貴生川エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とする。

(目的)

第2条 プラットフォームは、貴生川駅周辺において、行政、地域住民、民間事業者、団体等が一体となって「こうかのなまちづくり」を行うことにより、エリアの魅力向上に寄与するとともに、エリア価値の向上に繋げていくことを目的とする。

(活動)

第3条 プラットフォームは、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定
- (2) 未来ビジョンの策定に向けた調査、検討、及び事業実施に関する事項
- (3) その他前条に掲げる目的の達成のために必要な事項

(組織)

第4条 プラットフォームは、以下のメンバーをもって組織する。

- (1) 学識経験及びまちづくり活動についての優れた実績を有する者
- (2) 甲賀市ならびに貴生川エリアを良くしたいと考える市民及び市内勤務者
- (3) まちづくりに関わる事業者及び市民団体等
- (4) まちづくりに関わる専門人材
- (5) 関係行政機関の職員

(謝礼及び旅費)

第5条 メンバーへの謝礼については、甲賀市の標準単価表の範囲内で支給することができる。また、旅費については、原則として支給しないものとする。

(任期)

第6条 メンバーの任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、メンバーに欠員が生じた場合における補欠のメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第7条 メンバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 プラットフォームの活動に関する事務を処理するため、甲賀市役所都市計画課に事務局を置く。

(禁止事項)

第9条 プラットフォームの活動への参加にあたっては、堅苦しい雰囲気を持ち込みを禁止とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、令和4年3月30日から施行する。